

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 7 月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国 民 年 金 関 係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600124 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600054 号

第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額を 39 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 54 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社において、平成 15 年 12 月 10 日に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給明細により、請求者は、請求期間において 39 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600028 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600013 号

第1 結論

昭和 60 年＊月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年＊月から平成 3 年 3 月まで

私は、請求期間当時、大学生であったが、20 歳となった昭和 60 年＊月頃に母親が自宅に届いた納付書により銀行か郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が 20 歳となった昭和 60 年＊月頃、母親が、自身の請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、請求期間当時、大学生であった請求者が国民年金に加入するには、制度上、任意加入することとなるが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の国民年金保険料を納付したとする母親は、国民年金の加入手続についてはっきりとは覚えていない上、年金手帳については受け取っていないと述べていることから、請求者の国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。